

「精神通院公費」と「精神通院医療」の違いについて

平成 18 年の法改正（障害者自立支援法施行）による見直しにより制度の名称が変更されたもの。

改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 32 条に規定する精神障害に係る通院医療に対する公費負担制度を「精神通院公費」と称していましたが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条に規定する自立支援医療費の支給のうちの一つに統合された際「精神通院医療」とされるようになりました。

（下記参照）

なお、法改正により自己負担額率の変更や所得要件が加わるなどしましたが、都道府県が実施主体となり公費負担がされることについては、旧法と変わりません。

